



顧問契約書の必要性と作成のポイント

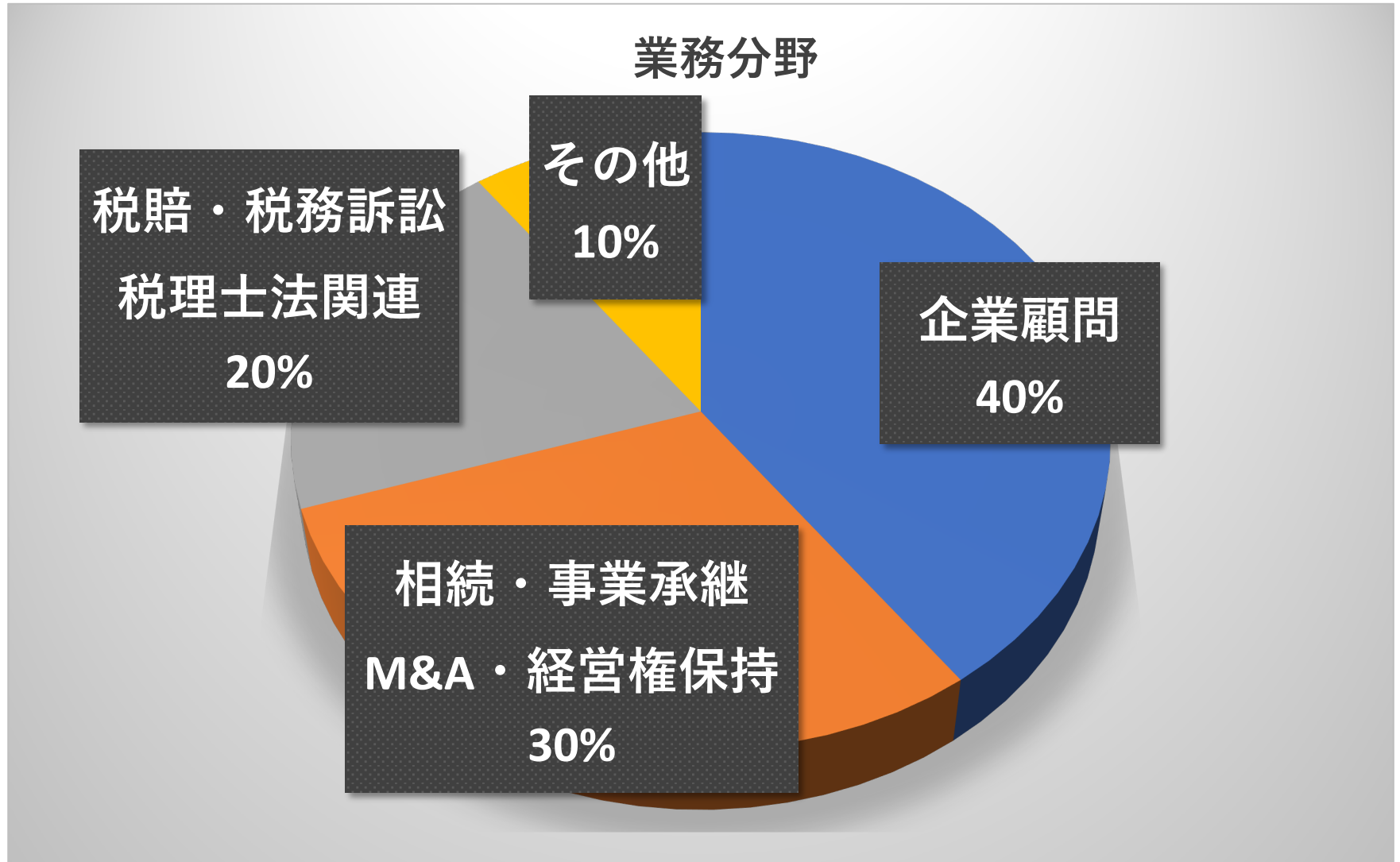
弁護士法人ピクト法律事務所
代表弁護士 永吉啓一郎

講師紹介

- 法人名 弁護士法人ピクト法律事務所
- 所在地 東京都渋谷区渋谷 1-8-8
新栄宮益ビル 9階
- 代表者 永吉啓一郎
- 社員数 12名（うち弁護士8名）

講師紹介

弁護士法人ピクト法律事務所



講師紹介

愛知県知多市出身

2011年 司法試験合格

2012年 鳥飼総合法律事務所入所

2015年 弁護士法人ピクト法律事務所を設立

現在、150名を超えるの「税理士」が会員となっている「メーリングリスト法律相談会」を運営し、年間300件以上の相談を受けている。また、税理士と連携した税務調査支援、税務争訟対応や相続・事業承継対策などを多く取り扱っている。その他、税理士を対象とした研修講師や約2,000の税理士が購読する「税理士のための法律メールマガジン」等を通じて、税理士業務に必要な法律情報や実務上の留意点などを広く発信している。主な著書に「民事・税務上の「時効」解釈と実務」（清文社）、「企業のための民法（債権法）改正と実務対応」（清文社）などがある。

本日のアジェンダ

- 1 顧問契約書の必要性と機能
- 2 作成における具体的なポイント

1 顧問契約書の必要性と機能

1 顧問契約書の必要性と機能

- ① お互いのルール決め
- ② 税理士損害賠償の防止
(紛争予防機能と賠償責任回避機能)
- ③ 契約終了等のトラブル防止
(会計資料の引渡しや契約解除)

2 顧問契約書作成のポイント

0 顧問契約書作成のポイント

- ① 業務範囲の明確化
- ② 資料提供等の役割責任分担
- ③ 確認・説明と免責
- ④ 賠償額の免責・制限？
- ⑤ 中途解約条項
- ⑥ 契約終了等の会計資料の引渡し等

①業務範囲の明確化

1 当事者の特定

(受任者の報酬)

第648条 受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。

2 . . . 省略 . . .

3 . . . 省略 . . .

東京地裁平成12年6月30日判決等

原告からの本件相談内容は . . . その教示を誤ったという行為は、たとえ無償 . . . であったとしても、契約上の義務に反する重大な過失といわなければならない

グループ会社を複数有する依頼者から、そのグループ会社が、税理士における消費税の課税形態の選択に関して、必要な事情聴取や調査を行い、適切な課税形態を判断すべき義務を怠ったとして損害賠償請求をされた事例

①業務範囲の明確化

1 当事者の特定

甲：依頼者 乙：税理士

本件顧問業務は、甲の業務に関するものについてのみであり、甲のグループ会社及び代表者個人等に関する業務は含まない。これらの者に関する業務を行う場合には、甲と乙は、別途協議の上、契約書を締結するものとする。

①業務範囲の明確化

2 業務範囲の明確化

双方の認識の一致と説明義務等の限定

別紙

(記載例) ←

「業務範囲と報酬」 ←

- 1 月次業務 ←
 - ・法人税、消費税、地方税に関する税務相談業務 ←
月額報酬 ●●●円 (消費税別途) ←
 - ・記帳代行業務 ←
月額報酬 ●●●円 (消費税別途) ←
- 2 随時業務 ←
 - ・決算書 (貸借対照表、損益計算書、付属明細書) の作成業務 ←
●●●円 (消費税別途) ←
 - ・税務申告業務 (法人税、地方税、消費税) ←
●●●円 (消費税別途) ←
 - ・年末調整業務 ←
●●●円 (消費税別途) ←
 - ・税務調査 (法人税、地方税、消費税) ←
 - ・当日の立会い ●●●円/1日 (消費税別途) ←
 - ・税務署との折衝 ●●●円 (消費税別途) ←
- 3 その他 (旅費等) ←
 - ・交通費 実費 ←
 - ・日当 半日につき ●●●円 (消費税別途) ←
1日につき ●●●円 (消費税別途) ←
- 4 備考 ←

上記の業務は、設立、増減資、合併分割、現物出資及び解散等にかかるタックスプランニング及び納税方法に関するコンサル業務を含まない。 ←

※実際はオプション・仕訳数を
等により細くなる。
選択形式が多い。

②資料提供等の役割責任分担

甲：依頼者 乙：税理士

(資料等の提供及び責任)

第●条 甲は、本件業務の遂行に必要な説明、書類、記録その他の資料（以下、本条において「資料等」という。）をその責任と費用負担において乙に提供しなければならない。

2 甲は、乙から資料等の請求があった場合には、乙に対して、速やかに提出しなければならない。甲からの資料等の提出がないとき又は提出時期が乙の正確な業務遂行に要する期間を経過した後であるときは、それに基づく不利益は甲において負担する。

3 甲の乙に対する資料等の提供不足、資料等の内容に誤りがあったことに起因して、甲に不利益が生じたとしても、その不利益は甲において負担するものとし、乙は、資料等の提供不足・資料等の内容の誤りを補完するために課税庁に確認等しなかったとしても、責任を負わない。なお、本契約締結前の甲の税務・会計・経理に関する処理、決算書・税務申告書及びそれに関する資料等についても同様とする。

4 甲の乙に対する資料等の提供不足、資料等の内容に誤りがあったことに起因して、甲の株主又は取引金融機関等を含む第三者に損害が生じた場合には、その責任は甲が負担する。

②資料提供等の役割責任分担

一例のご紹介（資料の提出遅れの追加費用等）

甲：依頼者 乙：税理士

（資料等の提出の遅滞）

第●条 甲は、各事業年度終了時より●週間以内に乙の指定する資料等を提出する義務を負う。なお、●週間を超える場合に、乙が申告業務を受任する場合には、甲は報酬額の●%の追加費用を支払うものとする。

2 乙は、●週間以内に前項の資料等の提出がない場合、申告業務を受けるとして、乙は一切の責任を負わないものとする。

③確認・説明と免責

甲：依頼者 乙：税理士

(説明及び免責)

第●条 乙は、本件業務の遂行にあたり、甲が行う必要がある事項（本件税務業務における処理の方法が複数存在する場合や相対的な判断を行う必要がある場合における選択等）が存在するときは、甲に対して説明し、承諾を得るものとする。甲が当該承諾をしたときは、当該事項につき、その後生じる不利益について甲が責任を負う。

2 甲は、乙から前項の説明を受け、承諾を求められた場合には、速やかに回答する義務を負う。甲が、乙の正確な本件業務遂行に要する期間を経過するまでに回答をしない場合には、それにより生じる不利益は甲において負担する。

3 乙及び丙の本件業務に関する説明は、説明時点において施行されている法令通達等に基づくものとする。

③確認・説明と免責

甲：依頼者 乙：税理士（消費税）

第●条 甲は、消費税の課税方法の選択等により不利益を受けるおそれがあるため、翌期以降に発生する以下の事項について、事前に乙に対して、乙の指定する●●で通知するものとする。甲が当該通知を怠った場合には、乙は、各事項の発生がないものとして本件税務業務を遂行すれば足り、それにより生じた損害については、甲が負担する。

- 一 不動産を取得、譲渡又は貸付けるとき
- 二 設備投資を行うとき
- 三 有価証券の譲渡を行うとき
- 四 売上が大幅に増加又は減少するとき
- 五 業種又は業態を変更、追加又は廃止するとき
- 六 仕入れ率が大幅に変化するとき
- 七 ・ ・ ・ 以下略 ・ ・ ・

2 乙は、甲に対して、消費税についての課税事業者選択届・簡易課税 選択不適用届等（以下、「各種届出」という。）を提出した方が有利な結果になる場合がありうることを説明し、甲はこれを確認した。甲は、将来、設備投資を行う予定がある場合等（前項の各号事由を含む。）には、乙に対して、当該予定のある事業年度開始●ヶ月前に報告し、各種届出の要否に関する個別の相談をしない限り、乙は、各種届出をする義務はないものとする。

③確認・説明と免責

甲：依頼者 乙：税理士（役員報酬等）

第8条 乙は、甲に対して、役員に対して定期同額給与以外の給与を支払う場合において、その支払金額を「損金」とするためには、その金額について、一定の要件の下、課税庁に事前に届け出ておく必要があることを説明し、甲はこれを確認した。

2 甲は、乙に対して、前項の定期同額給与以外の給与を支払う場合には、その予定のある事業年度開始●●以内に、前項に定める届け出について個別の相談することとし、乙及び丙は、当該個別の相談の上、別途の依頼がない場合には、当該届け出をする義務を負わないものとする

3 前項における甲の乙に対する個別の相談及び別途の依頼がない場合には、当該届け出をしなかったことにより生じた不利益は甲が負担する。

④賠償額の免責・制限？

1 損害賠償義務の発生自体の制限

例 甲：依頼者 乙：税理士

甲は、乙が甲の委任事務の遂行に当たり、乙の過失により甲に対して損害を与えた場合であっても、乙に対する損害賠償の請求一切を放棄するものとする。

2 賠償金額の制限

例 甲：依頼者 乙：税理士

乙は、甲の委任事務の遂行に当たり、乙の過失により甲に対して損害を与えた場合、〇〇の限度で、損害を負担するものとする。

④賠償額の免責・制限？

消費者契約法の存在

適用関係：「事業者」と「消費者」・・・「相続」等

○消費者契約法 8条で無効となると定められている条項

- ① 債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- ② 債務不履行で故意または重過失で消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
- ③ 不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- ④ 不法行為で故意または重過失で消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

④賠償額の免責・制限？

消費者契約法の存在

対事業者（法人含む）との関係では？

「事業者」と「事業者」・・・消費者契約法の適用はない

○消費者契約法の趣旨

事業者と消費者の情報力・交渉力等の能力格差を是正

○専門家責任の趣旨

専門家と依頼者の専門分野の能力の違いから生じる

④賠償額の免責・制限？

消費者契約法の存在

対事業者（法人含む）との関係では？

「事業者」と「事業者」・・・消費者契約法の適用はないが？

ウェブサイトにおける商品受注システムの設計、保守等の委託契約において、受託者が製作したアプリケーションが脆弱であったことにより顧客のクレジットカード情報が流出した事案

「乙は個別契約に定める契約金額の範囲内において損害賠償を支払うものとする。」という規定が重過失ある場合は無効とされた。（東京地裁平成26年1月23日）

④賠償額の免責・制限？

現状でどうするか？

- ・ 紛争予防機能の観点
- ・ 賠償責任回避機能の観点

第●条 乙の本件業務について、乙の過失により甲が損害を受けたときは、乙は、業務の対価として甲から受領した2年分の報酬（本契約違反時の属する事業年度及びその前事業年度の受領分）の額を限度として損害を負担するものとする。

⑤中途解約条項

違法行為を強要される場合

税理士の作成した内容虚偽の確定申告書の記載を真実と信じて、保証、担保の提供などをした者が損害を受けた場合において、その者から税理士に対する損害賠償請求が認容された事例—仙台高裁昭和63年2月26日

税理士は、依頼者から所得税の確定申告書の作成を依頼され、依頼者は資料を一切示さず、過年分の申告書の写しを元に申告するよう依頼、Cは依頼どおりに申告すれば隠ぺい、仮装の疑いが生じること、結果として過少申告になった場合には重加算税等の賦課決定を受けることなどの説明をせず、善管注意義務違反に問われた事例—前橋地裁 平成14年12月6日判決

(脱税相談等をした場合の懲戒)

第45条 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第三十六条の規定に違反する行為をしたときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は2年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

⑤中途解約条項

委任契約における解除権の行使

(委任の解除)

第651条 委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。

2 前項の規定により委任の解除をした者は、次に掲げる場合には、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

- 一 相手方に不利な時期に委任を解除したとき。
- 二 . . . 省略 . . .

例 甲：依頼者 乙：税理士

乙は、甲の不協力、その他、甲の作為・不作為によって適切な税務処理ができない事由がある場合には、本契約を直ちに一方的に解除できるものとし、その時期等を問わず、解除により甲に損害が生じたとしても一切責任を負わないものとする。

⑥契約終了等の会計資料の引渡し等

- 顧問先から預かった（証憑類等）
→受取物の引渡義務あり。
- 税理士が作成した元帳など
→備置きが必要。
備置きができる状態にする義務はある。
- 会計データ
→通常の契約であれば義務なし。

⑥契約終了等の会計資料の引渡し等

一例の紹介

甲：依頼者 乙：税理士

第●条 本契約が終了した場合には、乙は、甲のために利用している会計ソフト等の利用を停止するものとし、甲は自らの責任において、本契約終了日より●日以内にデータのダウンロード等必要な措置を行うものとする。乙は、甲が当該必要な措置を怠ったことに起因して甲に損害等が生じたとしても、何らの責任を負わない。なお、甲がダウンロードできない場合には、乙及び丙は成果物（入力データ自体は含まない。）についてメール等電磁的方法で引渡しものとする。

⑥契約終了等の会計資料の引渡し等

一例の紹介

甲：依頼者 乙：税理士

乙は、甲が第1項の報酬を支払わない場合、その支払いがあるまで、甲から預かった物や乙が作成した資料等を甲に引き渡さないことができ、これにより甲に不利益が生じたとしても、責任を負わない。

ご清聴ありがとうございました。

事務所名	弁護士法人ピクト法律事務所
代表弁護士	永吉 啓一郎
所在地	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-8-8 新栄宮益ビル 9階
TEL	03-6427-2619
FAX	03-6427-2649
e-mail	info@pct-law.jp

税理士のための法律サイト
<https://zeirishi-law.com/>

税理士×法律

税理士 法律

検索

税理士向け無料法律メールマガジン

スマホでのご登録はこちら！
(QRコードをかざして下さい)

